

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2022年11月14日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第14号

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の給与に関する規程（2019年4月規程第76号）の一部を改正する規程

| (改正前)   | (改正後)   |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師就業規則（平成31年4月規程第45号）第28条、公立大学法人神戸市看護大学契約職員等就業規則（平成31年4月規程第46号）第31条、<u>公立大学法人神戸市看護大学パートタイム職員等就業規則（平成31年4月規程第47号）第30条</u>及び公立大学法人神戸市看護大学特任教員就業規則（○年○月規程第○号）第○条の規定に基づき、非常勤講師、契約事務職員及び契約技術職員（以下「契約職員」という。）、<u>パートタイム職員及びアルバイト職員（以下「パートタイム職員等」という。）並びに特任教員の給与に関する事項を定めるものとする。</u></p> | <p>及び公</p> <p><u>立大学法人神戸市看護大学パートタイム職員等就業規則（平成31年4月規程第47号）第30条</u></p> <p>並</p> <p><u>びに特任教員並びにパートタイム職員</u></p> <p>_____</p> |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。